

事務事業名

集会所改修等事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要、説明資料
- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

【伊予市集会所の現状】

・集会所の戸数

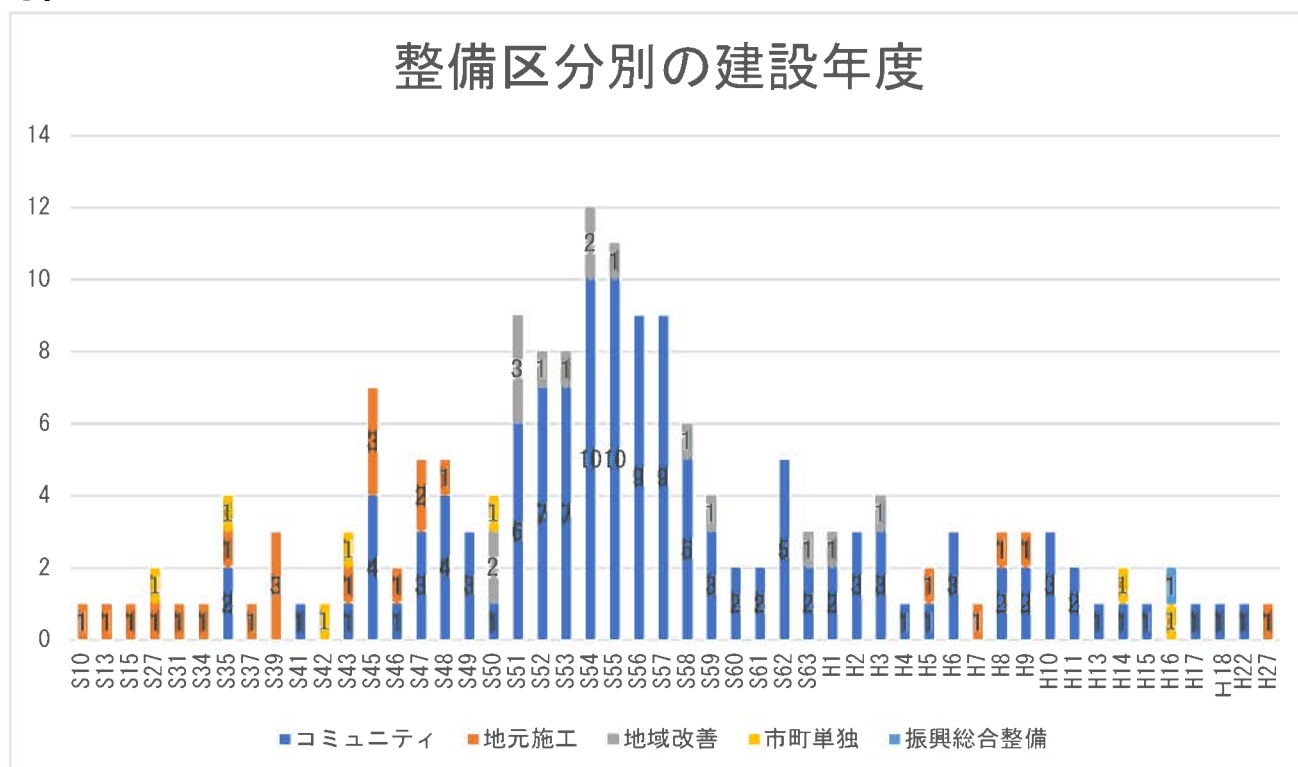
地域創生課 172戸（令和5年度に小網集会所が取り壊し中）

社会教育課 6戸

合計178戸

・集会所の建設年度

本市の自治会や町内会が維持管理をする集会所は、現在172件あり、一般的に大規模改修を必要とされる築30年以上（平成6年以前）を経過している集会所が全体の85%（151件）を越えており、旧耐震基準のもの（昭和56年以前の建物）は6割（103件）という状況にある。一部の集会所は、老朽化が顕著で建替えや大規模改修が急務となっている。また、過疎化の顕著な地域にある集会所は、少子高齢化や若者世代の流出による人口減少により、利用率の低下や維持管理に係る費用の負担が困難な状況に陥っている地域も増加している。

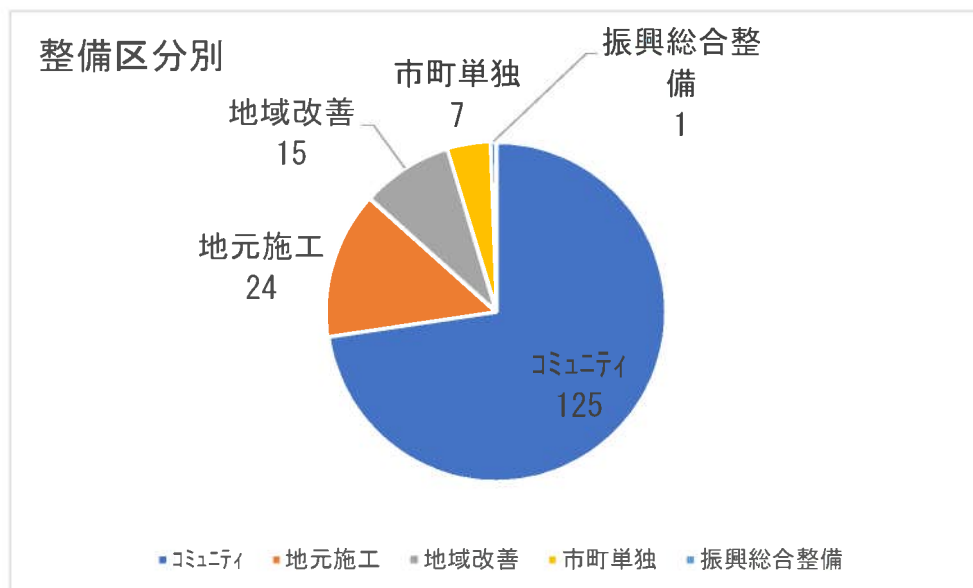


・集会所建物の所有

集会所の建設は、愛媛県コミュニティ施設整備事業・地域改善事業等の県補助制度、また、伊予市集会所整備事業分担金徴収条例による地元施行などがあり、事業実施主体は、自治会等や市など、事業や整備年度によって異なっている。

建物の所有（名義）については、本来、事業実施主体の名義となるものだが、そもそも集会所は自治会等の意向により建設され、建設後も自治会等で管理されていることなどから、

実際の所有者は自治会等であると考えている。しかし、平成 3 年の地方自治法改正による認可地縁団体による不動産登記が可能となる以前は、自治会等は、不動産を所有することができなかったことから、平成3年以前で、かつ、建設当時に認可地縁団体となっていなかった地域にある集会所の建物の所有については、ほとんどの集会所が未登記となっている。

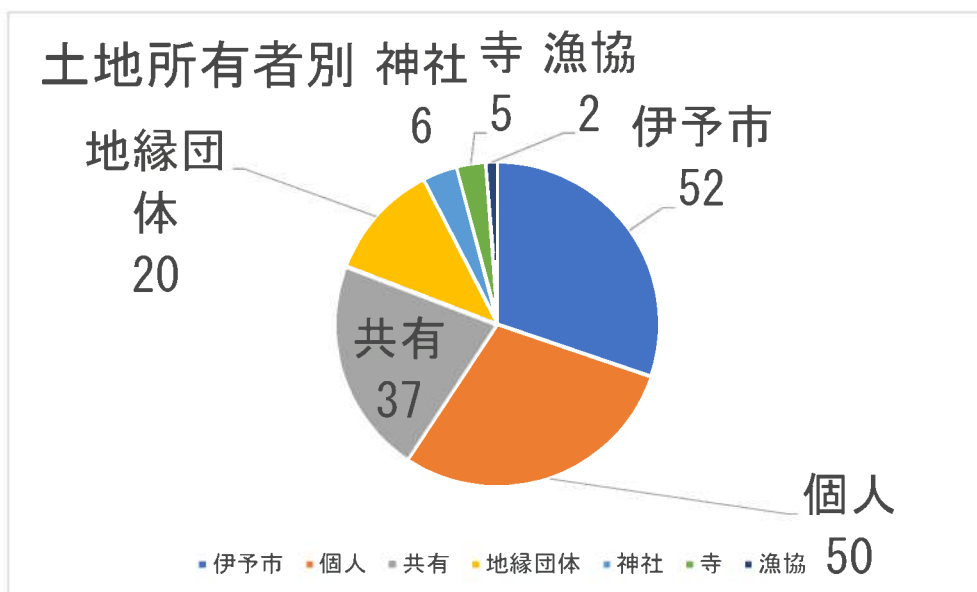


・集会所用地の所有

集会所用地の所有は、市（30.2%）、個人（29.0%）、共有名義（21.5%）、地縁団体（11.6%）、神社（3.5%）、寺（2.9%）、漁協（1.3%）が所有者となっている。

集会所用地は、基本的に自治会等で用地を準備する必要がある。当時の自治会等の役員等（個人、共有）の名義にしているもの、住人が集まる場所として、神社や寺、漁協の用地を活用したもの、また、建設当時の地元の行政との協議や、県補助事業の活用により、市有地に集会所を建設している状況となっている。

認可地縁団体が登記名義人になることができるようになって以降、集会所の整備については基本的に、建物・用地とも、認可地縁団体名義とすることとしている。



年度	広報区名	集会所名	集会所の場所	事業区分	改修内容	総事業費	補助額
H22	上野	上野集会所	上野1491-1	修繕	・屋上等防水工事	1,733,808円	866,000円
H22	下吾川 1	下吾川池田集会所	下吾川830-1	修繕及び改修	・外部改修工事 ・空調設備工事	3,087,080円	1,500,000円
H22	大平上	みどりヶ丘集会所	大平甲711-5	修繕	・屋根及び外壁他塗装工事	500,000円	250,000円
H22	双海町串B	満野空集会所	双海町串甲3444-4	修繕	・屋根及び外壁他塗装工事	524,000円	262,000円
H22	宮下	宮下集会所	宮下1793-1	修繕	・外部改修工事	4,515,000円	1,500,000円
H22	宮下	宮下音地集会所	宮下1005-1	修繕及び改修	・内部改修工事 ・白アリ駆除	622,740円	311,000円
H22	上野	上野松本集会所	上野1189-1	修繕	・屋上防水工事 ・内部ジュラク壁改修	1,166,750円	583,000円
H22	双海町上瀬B	両谷公民館	上瀬甲5293-5	修繕	・屋上防水工事	1,476,048円	738,000円
H22	森	森本村集会所	森甲171	修繕及び改修	・内外部改修及び空調設置工事	3,199,000円	1,500,000円
H22	森	森上組集会所	森甲971	修繕及び改修	・外部改修及び空調設置工事	1,810,000円	905,000円
H22	森	森集会所	森甲689-1	修繕及び改修	・内外部改修工事	3,720,000円	1,500,000円
H22	佐礼谷 1	村中集会所	中山町佐礼谷甲1076-2	修繕及び改修	・内外部改修工事	978,000円	489,000円
H22	中村	明音寺集会所	中村甲571	修繕及び改修	・内外部改修工事	636,930円	318,000円
					平成22年度 計	23,969,356円	10,722,000円
H23	双海町翠A	大栄公民館	伊予市双海町上瀬甲3345-5	修繕	外部塗装工事	1,459,500円	729,000円
H23	双海町串B	本村公民館	伊予市双海町串甲2534-2	改修	空調設備設置工事	1,302,000円	651,000円
H23	尾崎	尾崎集会所	伊予市尾崎347-2,3	修繕及び改修	白蟻防除、障板・畳取替、玄関軒天改修及び空調機器設置工事	1,790,787円	895,000円
H23	大平下	片山集会所	伊予市大平甲200-8	修繕	建具修繕工事	1,806,000円	903,000円
H23	中山町中山	平村集会所	伊予市中山町中山西368	修繕及び改修	外部塗装、トイレ、厨房床改修工事	1,156,448円	578,000円
H23	中山町中山	柚之木集会所	伊予市中山町中山辰398-2	修繕	犬走、排水ます、内部壁修繕工事	1,431,000円	715,000円
H23	中村	中村集会所	伊予市中村甲285-1	修繕及び改修	玄関引戸取替及び空調機器設置工事	819,000円	409,000円
H23	下三谷	下三谷仲・北組集会所	伊予市下三谷1661-3	修繕	沈下修正工事	982,800円	491,000円
					平成23年度 計	10,747,535円	5,371,000円
H24	稲荷	稲荷西集会所	伊予市稲荷甲1267-1	修繕及び改修	屋根修繕、畳表替え、エアコン設置及び便器洋式化工事	529,750円	264,000円
H24	下三谷	下三谷集会所	伊予市下三谷1427-1	改修	エアコン設置工事	848,232円	424,000円
H24	下三谷	栗林公民館	伊予市下三谷1429	修繕及び改修	屋根塗装、窓庇塗装部分修繕及びトイレ洋式化工事	1,065,353円	532,000円
H24	大平上	大地蔵集会所	伊予市大平甲1109-11	修繕	玄関修繕、窓サッシ取替え工事及び外壁修繕	531,321円	265,000円
H24	下唐川	馬場集会所	伊予市下唐川甲95-5	改修	エアコン設置及びトイレ洋式化工事	1,232,280円	626,000円
H24	下唐川	中台集会所	伊予市下唐川乙89-4	改修	排水設備、便所改修及びエアコン設置工事	515,350円	264,000円
H24	下唐川	長崎谷集会所	伊予市上唐川甲250-9	改修	上下水道設備、トイレ等バリアフリー改修及びエアコン設置工事	1,163,438円	606,000円
H24	下唐川	東野集会所	伊予市下唐川甲302-1	改修	排水設備改修及びエアコン設置工事	918,000円	459,000円
H24	上唐川	本谷集会所	伊予市上唐川甲42-4	修繕及び改修	排水設備改修、便所改修及び外壁修繕	845,250円	422,000円
					平成24年度 計	7,648,974円	3,862,000円
H25	上三谷	上三谷旗屋集会所	伊予市上三谷甲1111-5	改修	エアコン設置工事	864,150円	432,000円
H25	出瀬 2	棚谷集会所	伊予市中山町出瀬4番耕地359-1	修繕及び改修	畳表取り替え及び一部床取替え、廊下、台所、玄関柱等の修繕工事	774,930円	387,000円
H25	上吾川	白水公民館	伊予市上吾川甲2203-1	修繕及び改修	屋根張替え、外壁及び便所改修、公共下水道接続工事	2,835,000円	1,417,000円
H25						3,139,500円	1,500,000円
H25	上唐川	上唐川集会所	伊予市上唐川甲5-1	修繕及び改修	集落排水接続、便所改修及び階段室壁修繕工事	1,098,037円	549,000円
H25	宮下	宮下南組集会所	伊予市宮下1904-1	改修	屋上防水、外壁改修工事	2,415,000円	1,207,000円
H25	大平下	大平曾根集会所	伊予市大平甲1301-4	改修	エアコン設置工事	987,000円	493,000円
H25	佐礼谷 1	榎峠集会所	伊予市佐礼谷1号21-8	改修	集会所床上げ工事	3,045,000円	1,500,000円

年度	広報区名	集会所名	集会所の場所	事業区分	改修内容	総事業費	補助額
					平成25年度 計	15,158,617円	7,485,000円
H26	串A	奥西集会所	伊予市双海町串甲307-5	修繕及び改修	屋根カラー鋼板、天井修繕、外壁修繕・改修、土台・柱修繕、玄関改修、集会室窓の改修	5,708,880円	1,500,000円
H26	出淵2	平沢集会所	伊予市中山町出淵 5番耕地1716-5	修繕及び改修	屋根瓦交換、天井修繕、トイレ改修、外壁修繕	2,212,912円	1,106,000円
H26	稲荷	稲荷客集会所	伊予市稲荷甲351-2	修繕及び改修	屋根塗装、外壁塗装、軒樋・壁樋修繕	669,600円	334,000円
H26	上唐川	岡沢集会所	伊予市岡澤133-2	改修	集落排水接続、便所改修	756,000円	378,000円
H26	大平上	四ツ松集会所	伊予市大平988-1	改修	エアコン設置	645,840円	322,000円
H26	大平下	梶畑集会所	伊予市大平甲409-1	改修	エアコン設置	1,158,516円	579,000円
H26	下三谷	下三谷原公民館	伊予市下三谷3453	改修	エアコン設置、トイレ改修	929,600円	464,000円
H26	八倉	八倉東組公民館	伊予市八倉819-2	改修	エアコン設置	561,600円	280,000円
H26	中山	高岡集会所	伊予市中山町中山卯468-2	改修	トイレ改修、エアコン設置	1,269,648円	634,000円
					平成26年度 計	13,912,596円	5,597,000円
H27	森	森浜集会所	伊予市森甲39-2	修繕及び改修	モルタル亀裂及び浮き部処理、スレート屋根瓦塗装、玄関屋根改修	1,033,830円	516,000円
H27	下上浜	上浜公民館	伊予市双海町串甲126	改修	屋上防水改修	1,998,000円	999,000円
H27	米湊A-2	米湊聖集会所	伊予市米湊333-2	改修	屋根防水、外壁塗装	3,000,000円	1,500,000円
H27	本郡	本郡浜集会所	伊予市本郡18-4	改修	エアコン設置、トイレ改修、畳表替及び壁塗装替え	857,358円	428,000円
H27	大平上	石原公民館	伊予市大平甲1167-1	改修	エアコン設置、トイレ改修	654,960円	327,000円
					平成27年度 計	7,544,148円	3,770,000円
H28	下吾川5	鳥ノ木団地東集会所	伊予市下吾川1232-259	改修	フローア床貼り、天井張替え、壁・建具・玄関ホール塗装、台所床貼り、照明器具本体取替	2,013,714円	1,006,000円
H28	上吾川	宮ノ前集会所	伊予市上吾川甲520	改修	トイレ改修、公共下水接続、屋根塗装、ポーチ照明設置	734,520円	367,000円
H28	下吾川3	北新川集会所	伊予市下吾川1793-13	改修	畳表替え、襖張替え、トイレ改修	931,392円	465,000円
H28	上瀬B	瀬町5丁目公民館	伊予市双海町上瀬甲5935-2	改修	屋根改修、外壁改修	1,287,900円	643,000円
H28	翠B	拉野集会所	伊予市双海町上瀬甲1809-1	改修	外部塗装	640,548円	320,000円
					平成28年度 計	5,608,074円	2,801,000円
H29	八倉	八倉中央集会所	伊予市八倉788-2	改修	トイレ改修、2階床張替改修、玄関ドア入替、玄関ホール床張替	4,710,744円	1,500,000円
H29	上三谷	原集会所	伊予市上三谷甲3899-2	修繕及び改修	畳表替、外壁・屋上の防水塗装、玄関ホール床張替	2,518,400円	1,259,000円
H29	大久保	日喰公民館	伊予市双海町大久保296-3	改修	床張替改修	1,382,400円	691,000円
H29	宮下	新屋敷集会所	伊予市宮下332-1	改修	トイレ改修	604,800円	302,000円
					平成29年度 計	9,216,344円	3,752,000円
H30	稲荷	稲荷明見集会所	伊予市稲荷甲277	修繕及び改修	屋根及び壁等の塗装、軒剥落箇所の補修、洋便器への改修、畳の表替え、台所床の修繕、給排水関係の修繕	2,582,064円	1,291,000円
					平成30年度 計	2,582,064円	1,291,000円
H31(R)	上三谷	上三谷集会所	伊予市上三谷甲1497-4	修繕	外壁等の塗装、軒剥落箇所修繕、和室床の修繕	3,304,800円	1,500,000円
					平成31年度（令和元年度） 計	3,304,800円	1,500,000円
R2	泉町	泉町一区集会所	中山町中山丑393-10	修繕及び改修	屋根修繕・エアコン設置	909,066円	447,000円
R2	野中	大矢集会所	出淵2番耕地3074-8	修繕及び改修	樋・屋根・トイレ床・玄関屋根修繕、トイレ改修、天井一部貼替、畳替え	1,026,630円	513,000円
R2	長沢	下長沢集会所	中山町中山子441-3	改修	エアコン設置	435,600円	217,000円
R2	串A	池ノ久保集会所	双海町串甲3651-1	改修	エアコン設置	638,000円	304,000円
R2	永木	重藤集会所	中山町中山巳395-2	改修	エアコン設置	236,500円	118,000円
R2	宮下	宮下集会所	宮下1793-1	改修	エアコン設置	385,000円	192,000円
R2	大平下	大平片山集会所	大平甲200-8	改修	エアコン設置	1,017,500円	500,000円
R2	佐礼谷2	安別当集会所 (本年度中、不審発生)	中山町佐礼谷乙1258	修繕及び改修	屋根修繕・炊事場床・ガラス修繕等	1,091,992円	232,000円
R2	宮下	宮下集会所 (後宮屋敷併及全所改修事業)	宮下1793-1	改修	トイレ洋式化、手洗自動水栓化	825,000円	412,000円

年度	広報区名	集会所名	集会所の場所	事業区分	改修内容	総事業費	補助額
					令和2年度 計	6,565,288円	2,935,000円
R3	大平上	武領集会所	大平甲680-2	修繕	台所フロア重ね張り、玄関・廊下クロス貼替、大広間畳表替え	624,250円	312,000円
R3	野中	下野中集会所	中山町出淵2-3526	修繕・改修	屋根修繕、庇修繕(玄関・表・裏)、掃き出し窓新設、網戸張替・新調、押入ベニヤ貼替、大広間天井貼替、換気扇取替	1,099,010円	549,000円
R3	上灘B	両谷公民館	双海町上灘甲5293-5	修繕・改修	屋上防水、2F広間天井修繕、1F2F廊下クロス貼替、1F襖貼替、畳修繕、エアコン取替	2,173,600円	1,086,000円
R3	佐礼谷2	源氏集会所	中山町佐礼谷丙951-4	修繕・改修	外部塗装・樋修繕、屋根修繕、小会議室修繕、炊事場修繕、大広間修繕、押入修繕	1,264,516円	632,000円
R3	大久保	閑住集会所	双海町大久保甲678-3	改修	トイレ洋式化	310,200円	155,000円
R3	湊町A	湊町青年会(湊町会館)	湊町226-1	改修	トイレ洋式化	170,000円	-
					令和3年度 計	5,641,576円	2,734,000円
R4	三秋	端集会所	三秋甲1273-2	修繕及び改修	トイレ改修(洋式化)、浄化槽送風機取替	337,700円	168,000円
R4	三秋	三秋集会所	三秋甲439-1	改修	エアコン取替	1,177,000円	588,000円
R4	大平上	みどりが丘団地集会所	大平甲711-5	改修	エアコン設置(新規)	272,800円	136,000円
R4	大平上	大南小手谷集会所	大平甲860-6	修繕	台所床修繕、廊下(玄関)床修繕	537,696円	268,000円
R4	尾崎	尾崎集会所	尾崎347-2	修繕	屋根修繕(瓦葺き替え)	1,595,000円	797,000円
R4	下唐川	馬場集会所	下唐川甲95-5	改修	1階登広間フローリング改修 1階土間フローリング改修	1904661	952,000円
R4	串A	奥東集会所	双海町串甲837-2	修繕及び改修	エアコン取替、電気設備(LED化)、外壁修繕	785510	392,000円
R4	翠A	大栄集会所	上灘甲3345-5	修繕	屋根修繕、大広間・廊下・DK・和室天井張り替え	1822700	911000
					令和4年度 計	8,433,067円	4,212,000円
R5	下唐川	長崎谷集会所	上唐川甲250-11	修繕	屋上屋根の防水工事	806,234円	403,000円
R5	大平上	四ツ松集会所	大平甲988-1	修繕	外部塗装、屋上防水工事	2,992,000円	1,496,000円
R5	三秋	端集会所	三秋甲1273-2	修繕	シロアリ被害箇所(床・畳)交換および防除処理	415,800円	207,000円
R5	米湊A-1	米湊本郷集会所	米湊909	改修	台所改修、居間の壁塗り直し	900,812円	450,000円
R5	中山	柚之木集会所	中山町中山辰398-2	修繕	床板の張替え	732,160円	366,000円
R5	佐礼谷2	梅之木集会所	中山町佐礼谷丙105-2	改修	外部塗装工事、樋工事、座取替え、押入張替え、畳表替え、トイレ改修	1,374,934円	687,000円
R5	大久保	本谷集会所	双海町大久保甲1320-1	改修	厨房のフローリング化、流し台交換	1,100,000円	550,000円
R5	下三谷	栗林公民館	下三谷1429	改修	窓枠取替、LED交換、シロアリ対策、畳撤去・フローリング張替え、内装壁塗り替え、垂れ壁撤去、エアコン設置	3,622,300円	1,500,000円
R5	翠B	高見集会所	双海町上灘甲2356-1	改修	床下のシロアリ駆除、雨樋取替え、外壁の修繕	1,300,000円	650,000円
R5	中山	高岡集会所	中山町中山卯468-2	改修	照明設備の改修(LED)	290,890円	145,000円
R5	三秋	城ヶ端集会所	三秋甲98-4	改修	エアコン取替え	242,000円	121,000円
					令和5年度 計	10,785,130円	5,079,000円

集会所整備事業実績一覧表（H23～）

年度	組織の名称	集会所の名称	受益 個数	種類	事業費	地元分担金	備考
平成23年度	市場地区自治会	市場集会所	132	改築	28,884,000	11,571,000	
平成25年度	石ノ久保自治会	石ノ久保集会所	27	増築	8,284,000	3,313,000	
平成26年度	近江自治会	近江文化センター	75	新築	883,800	358,000	設計費及び建築確認申請手数料
平成27年度	近江自治会	近江文化センター	75	新築	16,322,000	6,540,000	工事費等

事務事業名

広報紙発行事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☒ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☐ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

広報いよし

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

星の全力

無数に輝く

9月17日、中心中学校運動場で『中山小・中学校合同運動会』が開催されました。児童・生徒は全力で競技に挑み、みんなに元気な声かけました。



中山小・中学校
合同運動会

(B) 広瀬いし 2023.11

2023.11 広瀬いし (B)

特集

夢と笑顔を未来へ

—子どもたちの地域スポーツを支える—

子どもたちにとってスポーツは、心や体を育てることはもちろん、さまざまなことを学べるもの。

今回の特集は、子どもたちの地域スポーツ活動に関わる人たちの声を聞きます。





玉井浩司さん(下巻川)
平成14年、郡中JMBCCのコーチに就任。関係者からは、牛乳コーチと呼ばれる。郡中おやじの会の会の一員で地域活動にも積極的に参加。

好きなことに 夢中になれる場所を

子どもたちにバスケットボールの楽しさを教える玉井浩司さん。「できなかったことができるようになったり、試合に勝って喜んでいる笑顔が見られたりした時は、すごくうれしい。子どもたちは私の宝物です。卒団した教え子が成長した姿を見せに来てくれることも、指導者を続けていて良かったと思う瞬間です」と顔をほころばせます。

重岡花邊さん郡中小4年は

子どもたちの成長が原動力

11歳からバスケットボールを始め「ことんやろうと思った」と話すほど小、中学校、高校、大学と打ち込んできた小西真理子さん。現在、郡中JMBCCでコーチを務めています。

指導のために週3日、今治市から往復3時間かけて伊予市へ通う小西さん。「最初は何気ないきつかけで始めたけど、指導するうちにどんどんのめり込んで。もともと子どもが苦手な指導者は向いてないと思いよかったです。きっと知らないうちに子

「コーチは、厳しい時もあるけど、バスケットボールの楽しさをたくさん教えてくれます。だから、これからもコーチと一緒に大好きなバスケットボールを頑張りたいです」と目を輝かせます。

「この子たちのおかげで、バスケットボールの指導ができていることに感謝しています。これからも、ずっと好きでいてほしいですね」とほほ笑む玉井さん。

好きなことに夢中になれる場所にしたいと話す玉井さん。その場所には、子どもたちの弾ける笑顔が広がっています。

どもたちの懸命な姿に引き込まれたんかも」と練習をする子どもたちを横目に笑顔で話します。

小西さんには、大切にしている言葉があります。それは「自信」と「切磋琢磨」。「自信は自分を信じるのではなく、信じられる自分を作ること」そのために、これだけは誰にも負けないと思えるよう、やり抜くことが大事だと話します。「切磋琢磨の意味は伝えてないんです。全てを伝えることが、必ずしも良いとは思ってないの。子どもたちにはバスケットボールを通じて、この言葉の意味を理解し



▲子どもたち一人一人と想いを共有するためのバスケット



(5) 広瀬いよし 2023.12



2023.12 広瀬いよし (4)



指導者の思い vol. 1



小西真理子さん
平成16年、郡中JMBCCのコーチに就任。相手が子どもでも妥協は絶対に許さない。厳しくするのは愛のムチ」だと話す。

てほしい」と話します。

子どもではなく一人の人として接する小西さん。「本気で教えるから、本気でぶつかってこい」と伝えるのには、理由があります。「私たち指導者や子どもたちがバスケットボールに向き合えるのは、保護者をはじめいろんな人に支えられているからこそ。感謝の気持ちを持って、一生懸命本気でやってみよう。前、本気でやるからこそ本当の成長がある」と話す小西さん。本気でぶつかってくる子どもたちの成長が、小西さんの原動力かもしれません。



片岡美光さん

光武館創設者。昭和48年に光武館を開設し、50年以上経く歴史ある町道場に。教え子は200人以上。令和5年8月、惜しまれつつもこの世を去った。享年96歳。

剣道は
同老共楽師弟一体
丹先聖範不教實踐
の道なり
無状の徒これなり
人生師・道路
前を回るイ歩ニ
片岡美光

愛に包まれた子どもたち

稽古の他にも、きもちめし大会や年末の大掃除、初詣など、指導者も保護者も子どもたちと一緒に参加できるイベントを開催。稲荷さんは「父は、剣道だけでなく『人のために尽くすこと』それが喜びであり、励みになっていたと思う」と話します。

光武館が主催する伊予地区少年剣道錬成大会では、片岡さん手作りの面タオルを作成。第1回大会から、毎回違う言葉が入った面タオルを剣士に渡しています。剣士たちは、その言葉の意味を考えながら、まず己と向き合い、そして相手と向き合います。片岡さんの子どもたちを思う気持ちが数々の言葉となり、今も子どもたちの背中を押しています。

魂の伝承

浅野冬傳さん(北山崎小5年)は「稽古の中で大切にしていることのひとつに、黙想があります。始まりは『平常心』になるため。終



礼に始まり 礼に終わる

指導者の宮川裕之さん(菅川)は「片岡先生は、礼に始まり、礼に終わる人。どんなときも正しい人でした」と話します。正しい心、強く元気な体、正しい礼儀作法、人に迷惑をかけない責任感、思いやりの心を、剣道を通して指導。「試合に勝つことも大切ですが、その道のりである日頃の稽古でいい汗を流し、ありがたい心で、明日も頑張ろうと肩をたたいて家路につく、その少年たちの姿を見るのが大好きでした」と話す稲荷さん。剣道に対して真つすぐだった片岡さんは、勝ち負けにこだわることも、人として成長することに意味を見いだしていました。

わりは、先生・仲間、面親への『感謝』の気持ちを含めるためです。先生からたくさんのお話を学んでいるように、僕も下級生のお手本になれるよう、これからも剣道に励みたい」と話します。「子どもたちが人間形成されていく中で、剣道を通じて健全に育ってほしい。そんな片岡先生の思いをこれからの世代に伝えるためにも、正しい剣道、本来の剣道の在り方を大切にして引き継いでいきたいです」と宮川さんは力強く話します。

片岡さんの魂は、指導者から子どもへ、そして関わる全ての人に受け継がれています。



▲11月5日に行われたお別れの会には、片岡さんを慕う大勢の関係者が集まりました

母から子へー礼儀や仲間の大切さをー



坂橋美穂さん(下右川、写真左)、
美恵さん

小学校でバスケットボール、中学校からバレーボールを始め、現在もサークル仲間と楽しく汗を流す母美恵さん。娘の茉優さんにスポーツを勧めたのは自身の経験からでした。「私がその時に教わった礼儀や仲間の大切さを、今度は娘にも学んでもらいたいです。バレーボールを始めから、考えや思いを自分の言葉でしっかり伝えてくれるようになってほしい」と願っています。

茉優さんは「しんどい練習もあるけど、友達がいるから頑張れる。これからも、友達と励まし合っていきたいです」と笑顔で話します。

スポーツは、礼儀や仲間の大切さだけでなく多くの学びがあることを、母から子へ受け継がれています。

空手に託した母の思いー厳しさから知るー



隅田阳音さん(本郡)

家を飛び出して行方が分からなくなり、近所の方にも探してもらったけど「人の言うことを聞かない。落ち着きがない」子どもだったと話す母麻梨子さん。2年前、空手道場に通うようになったのは「空手を通じて厳しさや人の痛みを知ってほしい」という母の思いが込められていました。

「最近、周りの人が成長したねと言ってくれるし、4歳の妹に叩かれても、やり返さずにぐっと拳を握り締めて、目に涙をためて我慢している姿に私もそれを感じます。道場で皆さんがわが子同様に、時には厳しく、時には優しく指導してくれているおかげです」と笑顔で話します。

夢は「航空自衛官」と話す風音さん。空手を通じて成長を続ける先に、大きな夢が広がっています。



実は私も、市役所に入庁以来、30数年にわたり「スポーツ少年団」でバスケットボールの指導に携わっています。技術の向上はもとより、仲間づくりや思い出づくり、さらには生まれ育った地域に愛着を抱く「郷土愛」の醸成にも力を注いできました。

急激な人口減少により、地域活力の低下、地域コミュニティの衰退が危惧される中「スポーツ少年団」が、子どもたちの成長と飛躍の場であり続けるとともに、地域に希望とにぎわいをもたらす活動にまで発展することを期待しています。

40年来の親友ーふるさとへの恩返しー



坂本俊治さん(米養、写真左)、
武智元さん(下右川)

二人は小学4年生の時に光武館で出会い、中学校、高校と同じ剣道部でたくさん時間を共に過ごしてきました。思い出を尋ねると「一番は『礼儀』。特にあいさつは何度も何度も指導していただきました」と口をそろえて話します。坂本さんは「あいさつの大切さは体に染みついている。おかげで



あいさつにうるさいオヤジになってしまった」と自身への影響を笑顔で話します。

亡くなられた片岡先生をはじめ大勢の大人が関わり、練習以外にもさまざまなイベントを催してくれて楽しい思い出が語りつくせないと話す二人。「厳しさがあつたけど、自分の子どもとか関係なく、大人たちが子どもを本当にかわいがってくれたと今になって思う」と振り返ります。

現在「郡中おやじの会」の一員として、子どもたちに関わるさまざまな地域活動



に参加する二人。武智さんは「PTAや地域活動、息子がお世話になったサッカースクールとか、できるだけ参加するようにして、子どもの頃たくさん大人の、悪さばかりする自分をかわいがってくれたからね。罪滅ぼしみたいなものよ」と笑顔で話します。

二人が話す「関わってくれた大人たちへの感謝」。光武館で生まれた「生涯の友」は、40年の時を経た今も、感謝の思いを胸にふるさと伊予市で活動しています。

市教育委員会事務局
社会教育課長 小笠原幸男

現在、市内では数多くの「スポーツ少年団」が活動していますが、お世話いただいている皆様に心より感謝申し上げます。

「スポーツ少年団」はスポーツを楽しむだけではなく、レクリエーション活動、社会活動・文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこのころを学ぶ場所です。教育委員会としても組織維持や大会派遣に係る経費の一部を補助するなど、団体の継続的かつ安定的運営に向け、積極的の後押しを行っているところです。



夢と笑顔で 未来へ

無償の愛が創る 子どもの未来

生活の大部分を学校と家庭で過ごす子どもたちにとって、地域でのスポーツ活動は、さまざまなことを経験することができる機会となっています。大人からの指導や異年齢の仲間との協力、ライバルとの競争、他チームとの交流など、子どもの成長にとって重要な要素が幾つもあり、そこに期待を寄せる保護者も少なくありません。

そんな子どもたちの地域スポーツ活動に関わる人たちの思いは、どれも、子どもたちを優しく見守り、愛情に満ちあふれていました。こうした思いは、今に始まったことではなく、この伊予市に長く受け継がれてきたものです。受け継がれてきた「無償の愛」というバトン。このバトンが次世代に受け継がれていくことで、伊予市の子どもたちの夢と笑顔が未来へと響きわたっていくでしょう。

スポーツ少年団一覧

- 伊予市サッカースクール
 - 伊予柔道
 - 伊予双葉柔道
 - 光武館剣道
 - 双海剣道会
 - 中山剣道
 - 愛媛若獅子会(剣道)
 - 郡中クラブ(ソフトボール)
 - 伊予アールスターズ(ソフトボール)
 - 伊予ミニバスケットボールクラブ
 - 郡中小ミニバスケットボールクラブ
 - 伊予小女子ミニバスケットボールクラブ
 - 伊予ジュニアバレーボールクラブ
 - 佐礼会(バレーボール)
 - IVC(バレーボール)
- ※スポーツ少年団に属する同じ名前の団体は、社会教育課(通称 982-1515)へご連絡ください。

事務事業名

避難行動要支援者支援事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☒ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☐ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

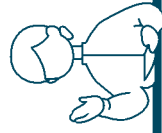
避難行動要支援者

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード



よくあるご質問



— 個別避難計画 —

あい・愛プラン

災害から逃れるための準備や避難行動が
困難な人たちが実はあなたの身近にもいます。

Q 個人に個人情報を知られるのが不安です。

A 避難行動要支援者名簿や作成した個別避難計画の情報については、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されます。
また、個人情報は避難支援に必要な範囲で共有することとしています。

Q 個別避難計画を作ったら必ず助けてくれるのですか？

A あらかじめ計画を作ること、地域の支援を受けられる可能性は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。また、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

なお、災害時には行政による支援が必ずしも提供できずとは限りません。ぜひ個別避難計画について検討をお願いします。

Q 支援者はどのように決めればいいですか？

A 支援者はできるだけ早く駆け付けられるように、家族や隣近所の顔見知りの方や自治会の同じ班の方など、なるべく身近な人が望まれます。避難行動要支援者が日頃から親しくしている方が身近にいらっしゃる場合は、支援者としてお願いしてください。

Q 個別避難計画は自分で作成するのですか？

A ご自分で作成することもできますが、市では、個別避難計画の作成に同意した方について、居宅介護や相談支援を行う事業所に作成を委託します。また、地域の自主防災会や民生児童委員、高齢者見守り員が避難支援者の選任に協力します。

避難行動要支援者ご本人やそのご家族も前向きかつ積極的に計画作成に携わることでより実効性のある計画になりますので、他人任せではなく進んで計画作成に参加してください。

Q 支援者はどのようなことをすればよいのですか？

A 避難行動要支援者の安否確認・情報伝達、避難の手伝いなどの支援に携わっていただきます。ただし、災害時は誰もが被災者です。で、支援者が責任を負うものではありません。ご自身やご家族の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。普段からの隣近所での声掛け、見守りなど、できることから取り組み、地域での助けあいの輪を広げていきましょう。

その他気になることは、お気軽に市までご相談ください！



前を歩いて先導するよ 車椅子を押してあげるよ 手話で伝えるよ

— 助けてほしい —

支援に必要な個人情報を地域の関係者に提供することで、災害時に支援を受けられる可能性が高まります。少し助けてもらうだけで避難がスムーズになります。助けが必要だと思う人は、まずご相談ください。

— 助けてたい —

声かけや付き添いだけでも大きな助けになります。誰も逃げ遅れることがないように「避難支援者になって欲しい」と言われたときには、ぜひご検討ください。

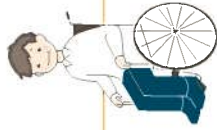
個別避難計画を作りましょう。

個別避難計画とは

高齢者や障がい者の方などのうち、災害時に一人では避難することが難しい方について、あらかじめその方の状況や避難を支援する方と支援する方法、避難先などを記入したものです。



この計画を、平常時から、避難を支援する方のほか避難支援等関係者(自主防災会、民生委員、高齢者見守り員や消防、警察など)で共有することで、災害発生時の避難支援に役立てようとするものです。



要支援者(助けてほしい人)とは

※「避難行動要支援者」といいます。

災害時に自力で避難することが困難な方で、以下の要件に該当する方

- ① 年齢65歳以上で、ひとり暮らし
- ② 介護保険の要介護認定で「要介護3」以上
- ③ 身体障害1級～3級を受けている
- ④ 療育手帳の交付を受けている
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級を受けている
- ⑥ 難病認定を受けている
- ⑦ そのほか、妊産婦と乳幼児、日本語の理解が困難、けがや病気で一時的に身体が不自由など

※施設や病院などに入所や入院をしている方々は対象外になります。

避難支援者(助けたい人)とは

※「避難支援等実施者」といいます。

災害時に協力を得られる近隣住民など、要支援者の避難支援等を実際に実施する方をいいます。

個別避難計画を作成すると

個別避難計画の作成に同意すると、災害が発生又は発生するおそれがある場合には、要支援者ご本人の避難に避難支援者から支援を受けられる可能性が高まります。

ただし、避難支援者やその家族などの安全が前提ですので、同意することにより災害時の避難行動の支援が保証されるわけではありません。

また、避難支援者は避難支援の法的な義務や責任を負うものではありません。

避難支援者のすること

必要な支援は、人によって異なります。避難支援者になるときに、必要な支援の内容を確認しましょう。

また、支援の内容が変わる場合がありますので、密なコミュニケーションを心がけましょう。



避難の準備を一緒に



重い荷物は持つ



声かけをする



段差を助ける

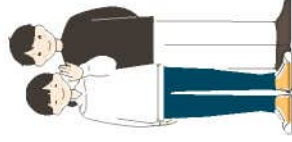


情報を伝える

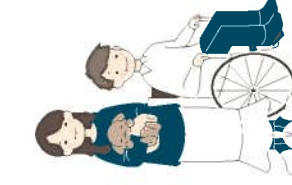
要支援者のすること

個別避難計画作成は、作成に同意することから始まります。同意の意思を確認するために、市から「同意確認書」を送ります。計画作成を希望する場合は「同意する」意思を記入して市に返送してください。個別避難計画は介護や福祉のサービスの提供する事業所が作成します。事業所の担当者からの聞き取りなどにご協力ください。

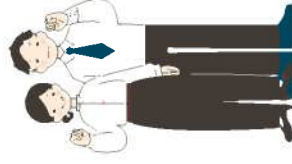
支え合いー災害から誰も取り残されないためにー



避難支援者



要支援者



行政

相談窓口

伊予市 危機管理課	伊予市 長寿介護課	伊予市 福祉課	伊予市 健康増進課
☎982-1218	☎982-1117	☎982-1121	☎983-4052

— 個別避難計画 —

あい・愛プラン

災害から逃れるための準備や避難行動が
困難な人たちが実はあなたの身近にもいます。



前を歩いて先導するよ 車椅子を押してあげるよ 手話で伝えるよ

計画書作成に当たって、
災害が発生または発生するおそれがある場合に、自分がどのような行動をするかを家族等と話し合い、協力して記入してください。
現在、介護保険サービスを利用している方は、担当のケアマネジャーへ
障害福祉サービスを利用している方は、担当の相談支援専門員へご相談ください。

【提出先、相談窓口】

伊予市危機管理課
TEL 089-982-1218
メール kikikanri@city.iyo.lg.jp
〒799-3193
伊予市米湊820

【相談窓口】

伊予市危機管理課 TEL 089-982-1218
福祉課 TEL 089-982-1121
長寿介護課 TEL 089-982-1117
健康増進課 TEL 089-983-4052

個別避難計画書

1 避難行動要支援者に関する基本情報

※情報を追加、変更するときは避難行動要支援者の氏名、性別、生年月日、住所と、変更があった欄のみを記入してください。

フリガナ			性別	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦	
氏名			☐ 男 ☐ 女	年 月 日		
住所	伊予市					
世帯状況	☐ 単身世帯	☐ 同居家族有	人（内、平日昼間在宅 人）			
連絡先	自宅電話			FAX		
	携帯電話			E-mail		
緊急連絡先	(1)	氏名			電話番号	
		続柄		住所		
	(2)	氏名			電話番号	
		続柄		住所		

2 支援に関する基本情報

支援が必要な理由	☐ 要介護3～5の在宅者	☐ 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者			
	☐ 高齢者一人又は高齢者のみの世帯	☐ 難病認定患者			
	☐ 身体障害者手帳（1～3級）所持者	☐ その他避難の支援を必要とする要配慮者			
	☐ 療育手帳所持者	状況：			
支援してほしい内容	※避難時や避難場所が必要と思われる装具、機器、薬などの情報を記入してください。				
	身体状況	☐ 寝たきり ☐ 音が聴こえない ☐ ものが見えない ☐ 一人で立てる ☐ 一人で歩ける ☐ 器具を使って動ける			
	必要な装具、機器	☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 車いす ☐ その他 （その他の内容）			
	必要な医薬品				
具体的な支援内容					
かかりつけ医療機関	医療機関名				
	担当医師名				
	医療機関電話番号	089-000-0000			
利用している 居宅サービス等	☐ 訪問サービス	（事業所名	利用時間	時～	時）
	☐ 通所サービス	（事業所名	利用時間	時～	時）
	☐ 短期入所サービス	（事業所名	利用時間	時～	時）

3 避難支援に関する情報(避難支援プラン)

居場所の情報	ご自宅での居場所について、下の図におおまかに示してください。 (玄関は△、普段いる場所は○、寝ている場所は●を記入してください。) 1 階 <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>左奥</td><td>右奥</td></tr> <tr><td style="background-color: #fff9c4;"></td><td style="background-color: #fff9c4;"></td></tr> <tr><td>左手前</td><td>右手前</td></tr> <tr><td style="background-color: #fff9c4;"></td><td style="background-color: #fff9c4;"></td></tr> </table> △ 2 階 <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>左奥</td><td>右奥</td></tr> <tr><td style="background-color: #fff9c4;"></td><td style="background-color: #fff9c4;"></td></tr> <tr><td>左手前</td><td>右手前</td></tr> <tr><td style="background-color: #fff9c4;"></td><td style="background-color: #fff9c4;"></td></tr> </table> 玄関：△ 普段いる場所：○ 寝室：● 上の図示で説明しにくい場合は、下に文字で説明してください。				左奥	右奥			左手前	右手前			左奥	右奥			左手前	右手前		
	左奥	右奥																		
左手前	右手前																			
左奥	右奥																			
左手前	右手前																			
避難場所	☐ 大雨（浸水、洪水、土砂災害）のとき ☐ 地震のとき ☐ 津波、高潮のとき																			
避難支援等実施者	(避難支援者や関係団体へ提供されますので、避難支援者の同意(口頭可)が得られた方のみ記載)																			
(1)	氏名	本人との関係	電話番号	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導																
	住所		支援内容																	
(2)	氏名	本人との関係	電話番号	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導																
	住所		支援内容																	
(3)	氏名	本人との関係	電話番号	☐ 情報伝達 ☐ 避難誘導																
	住所		支援内容																	
※ 「本人との関係」には、「親族」・「近隣者」・「民生委員」などを記入してください ※ 避難支援等実施者は、災害発生時に可能な範囲で要支援者(あなた)を支援するものであり、法的な義務や責任を負うものではありません。																				
避難情報の伝達方法	(例) ○○が避難指示の内容を電話で伝達し、つながらない場合は訪問する。																			
避難誘導の方法	(例) ○○と○○が車イスを使用して避難誘導する。																			

4 避難経路

- 災害時に円滑な避難ができるようこの計画を作成し関係機関・者が共有すること、計画作成により必ず支援が受けられることが保証されるわけではなく、関係機関・者が法的な責任や義務を負うものではないことを理解し、同意します。
- 個別避難計画情報を提供することについて避難支援等実施者の同意を得ています。

避難行動要支援者又は法定代理人氏名

作成日			作成区分	☐ 新規	☐ 更新
作成者	ケアマネジャー	相談支援専門員	本人		
	その他 ()				
	氏 名				
	事業所名				

(市役所で記入します)

民生児童委員氏名					
高齢者見守り員氏名					
行政区		支援番号		宛名番号	

事務事業名

消防団運営事業費

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☐ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☒ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☐ 伊予市ホームページ

検索ワード

消防団

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード